

マイナンバーカードを利用して 住民票の写し・印鑑登録証明等を コンビニエンスストア等で 取得できます。



いつでも!
近くで!
簡単に!



香取市ではマイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できます。

(市役所窓口でも今までどおり証明書は取得できます)

サービスが利用できる店舗

- ・セブンイレブン
- ・ファミリーマート
- ・ローソン
- ・ミニストップ等

(マルチコピー機がある店舗に限ります)

取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書
- ・課税証明書

各1通 300円

ご利用可能時間

6:30 ~ 23:00

(12月29日~1月3日を除く)

ご利用にあたっては、マイナンバーカードが必要となります。

コンビニ交付 安心のポイント

- ・店舗内のマルチコピー機をご自身で操作するので安心です。
- ・証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは



コンビニ交付には、マイナンバーカードが必要です

コンビニ交付では、マイナンバーカードに格納されている利用者証明用電子証明書と**4桁の暗証番号**によって本人確認を行います。

○操作の手順

- ①マルチコピー機の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押し、次に「証明書交付サービス」を選択。
- ②カード置場にマイナンバーカードを置き、「お住まいの市区町村の証明書」を選択、利用者証明用電子証明書※の暗証番号(数字4桁)を入力しカードを取り出す。
- ③必要な証明書を選択し、手数料を入金すると数分で証明書と領収書が発行されます。

※カードには利用者証明用電子証明書が発行されている必要があります。

※市役所窓口で交付する証明書とは用紙が異なりますが、証明書として問題はありません。

※暗証番号を3回間違えると利用できなくなります。暗証番号を忘れてしまったときは、ご本人に市役所窓口にお越しいただき、暗証番号の再設定が必要になります。

※通知カードや住民基本台帳カードでのご利用はできません。

取得できる証明書の種類

住民票の写し	住民票(本人及び世帯員分)が取得できます。住民票の除票及びマイナンバー・住基コード記載の住民票は取得できません。
印鑑登録証明書	印鑑登録されている方が取得できます。
課税証明書	給与所得者・年金受給者および所得の申告をされている方が取得できます。最新年度分のみ取得できます。住民票がない場合(転出等)は交付できません。
所得証明書	

※上記4種類の証明書手数料は、いずれも1通につき300円。

マイナンバーカードを取得しよう！

○マイナンバーカードを取得するには

- ①平成27年末に送付した「通知カード」に同封した「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、写真を貼り付けて、返信用封筒(「平成29年10月4日まで」とされていますが、平成31年5月31日まで切手不要で使えます)に入れて投函してください。
- ②マイナンバーカードができあがりましたら、交付通知書が届きますので、指定の交付場所(市役所本庁)へ本人が必要書類をお持ちになりお越しください。

※「個人番号カード交付申請書」に記載されている、氏名・住所などに変更があった場合、その申請書は使用できません。詳しくは、市民課へお問い合わせください。

【問い合わせ】市民課 ☎(50)1210 【窓口】香取市役所1階 市民課2番窓口

【受付時間】平日午前8時30分から 午後5時15分(土日祝日を除く)